

釜石労働基準監督署からのお知らせ

令和8年
2月

1 釜石支部主要企業訪問

取材協力：公益財団法人岩手労働基準協会釜石支部

1月8日に遠野セイコー株式会社様を訪問しました。

遠野セイコー株式会社

【安全衛生活動】

安全巡視は月に一回、労使合同で重点部門を選定して実施しています。部門ごとに安全委員を選定し、各部門からの意見の吸い上げも実施しており、**従業員の意見を積極的に取り入れた活動を行っています。**



【インターロックの設置】

作業者の安全確保、設備の誤作動防止目的で「**インターロック**」を設置しています。

扉が閉まっていなくて設備は稼働しません。



【宙づりコンセントの廃止】

小規模なレイアウト変更等では電源が足らずに宙づりコンセントとなる場合があります。コンセントの抜け防止、床上配線による転倒防止のため、コンセントを壁面に固定しています。



【危険に応じた作業床対応】

洗浄工程で床が濡れる範囲に転倒防止マットを設置し転倒災害の防止に努めています。また、危険範囲にはトラテープで立ち入り禁止の明示をしています。**作業場所に応じた危険の見える化を行っています。**



【蓄光テープ】

震災等の非常災害発生時には停電が見込まれます。夜間に停電となった場合には工場内に明かりが無く、安全な退避が困難となります。

このため、「避難通路となる床面」、「扉のレバー」、「非常灯の場所」を示す場所に蓄光テープを貼っています。

蓄光テープで蛍光灯等の光を蓄え、停電下で周りも暗くなった場合でも、一定時間、明るく見えます。工場内を**蓄光テープの目印に従って安全に避難が出来ます。**



【落雪注意バリケード】

建物の屋根からの落雪が見込まれる範囲には、注意喚起と共に**バリケード**を置き立ち入り禁止としています。

カラーコーンや標識よりも効果的な措置です。



【ハラスメント研修】

法改正のあったパワハラ、セクハラに加えてカスハラ等のハラスメントの研修を全従業員に実施し、意識の向上に努めています。



2 労働災害発生状況

令和7年12月末現在（前年同期－4件）

休業4日以上労働災害 81件（前年同期85件）

死亡災害 0件（同1件）

【12月届出の災害事例】

休憩時、休憩室へ移動中に、工場内の出入り口の濡れた床面で滑り転倒し臀部を打撲した。

先月は、濡れた床面での転倒災害が複数報告されております。冬期特有転倒災害対策に加え、通常の転倒災害についても対策の徹底をお願いします。

3. 岩手県特定（産業別）最低賃金が改正されます！

岩手県の特定(産業別)最低賃金

- 以下の6産業については、特定（産業別）最低賃金が設定されています。

※適用となる産業については、裏面を参照してください。

なお、次の労働者については、特定（産業別）最低賃金の適用から除外され、岩手県最低賃金が適用されます。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- (4) 下記(ア)及び(イ)の業務に主として従事する者

産業名	時間額	発効日	
鉄鋼業、金属線製品、 その他の金属製品製造業	1,072 円	令和8年 1月15日	
光学機械器具・レンズ、 時計・同部分品製造業	1,052 円	令和8年 2月1日	(ア) 手作業による包装、袋詰め又はバリ取り 若しくは検品の業務
電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業	1,039 円	令和8年 1月15日	(イ) ①手作業による包装又は袋詰め業務 ②手作業により又は手工具若しくは小型動 力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、 巻線又はバリ取りの業務
自動車小売業	1,068 円	令和8年 1月15日	
各種商品小売業	1,031 円	平成28年12月11日767円。岩手県最低賃金を下回っ ていますので、岩手県最低賃金が適用されます。	
百貨店、総合スーパー	1,031 円	平成30年12月28日800円。岩手県最低賃金を下回っ ていますので、岩手県最低賃金が適用されます。	

4. 2月は「化学物質管理強化月間」です。

「慣れた頃こそ再確認

化学物質の扱い方」

化学物質管理者による化学物質管理の徹底等、化

学物質管理体制の構築を最重点事項とし、事業者

及び労働者が連携・協力して、日常の化学物質管

理の総点検を行いましょう。

チェックリスト



換気をせずに
トイレ清掃中に
洗浄剤を使って
フッ化水素中毒に

施設の壁清掃に
原液のままに
取り用洗剤を
使って呼吸困難に

あなたの職場にいますか？
化学物質管理者

殺虫剤が散布作業中に
不十分な保護具で体に付着し
有機リン中毒に

美容院で毛染め剤を素手で
使って皮膚にかぶれ

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方
2月は化学物質管理強化月間

関連情報は
特設サイトへ

労働安全衛生関係法令の改正により、
令和6年4月から業種・事業規模を問わず、
化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に
基づく適切な管理等が義務づけられています。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare